別添(Annex)5 完全性、注釈記号の定義及び「NE」を用いた排出・吸収 源

A5.1. 完全性に関する検討

現在のインベントリでは、共通報告様式 (CRF) に基づきデータの提出を行っており、全ての区分について、排出・吸収量データ又は「NO」、「NE」、「NA」等の注釈記号 (Notation Key) の記入が求められている。我が国では、2002 年度、2012 年度及び 2014 年度温室効果ガス排出量算定方法検討会において、インベントリ報告ガイドラインに示される注釈記号の定義等を検討し、注釈記号選択のためのデシジョンツリーを策定している。

本章では、前記デシジョンツリー及び「NE」(Not Estimated) として報告した我が国の未推計排出・吸収源区分を示す。

A5.2. 注釈記号の定義

我が国ではインベントリ報告ガイドライン (Decision 24/CP.19) に従い注釈記号を用いている。下記の表 A 5-1 はインベントリ報告ガイドラインに示された注釈記号の定義を示している。

ある附属書I国の特定の排出・吸収源において、カテゴリーやプロセス(回収を含む) NO (Not Occurring) が存在しない場合に用いる。 排出・吸収源からの温室効果ガスの排出・吸収量又は活動量が算定されていないが、 発生している可能性がある場合に用いる。CO2、N2O、CH4、HFCs、PFCs、SF6及びNF3 の排出・吸収量のインベントリでの報告に「NE」を用いた場合には、その算定されな かった理由を NIR と CRF の完全性の表 (completeness table) の両方に記載せねばなら ない。また、あるガスのデータを得るのに過剰な労力を必要とし、当該カテゴリーの 排出量が国全体から見て量的にもトレンドの点でも重要でない(insignificant)とみな される場合、「NE」を用いることができる。その場合、取りうる排出量レベルの観点 NE から除外した正当性について NIR に記述すべきである。 重要でないとみなすことがで (Not Estimated) きる排出量は国内総排出量(LULUCFを除く)の0.05%未満で、500ktCO2換算を超え ないレベルに限定すべきである。重要でないとみなした排出量の総量は国内総排出量

の 0.1%未満でなければならない。附属書 I 国は活動量 (AD) の近似値と IPCC の排出係数デフォルト値を用いて、カテゴリー毎の想定される排出レベルを導くべきである。なお、特定カテゴリーからの排出量が過去の提出で報告されている場合、それ以降の温室効果ガスインベントリ提出においても、当該特定カテゴリーからの排出量は

ある排出・吸収源カテゴリーにおいて、活動自体は存在するが、特定のガスの排出又

場合、パラ36の規定に従い用いる。(パラ36:業務及び軍事に関する秘匿情報を保護

するための合算は最低限度とすることを考慮し、排出と吸収は最も細分化されたレベ

表 A 5-1 インベントリ報告ガイドラインに示された注釈記号の定義

NA (Not Applicable) は吸収が起こらない場合に用いる。CRF において「NA」が適用可能な排出・吸収源カテゴリーのセルに網掛けがされている場合には、記入しなくて良い。 排出・吸収源からの温室効果ガスの排出・吸収量が算定されているが、記入することが求められている箇所に報告する代わりに、インベントリの他の箇所に含める場合に用いる。インベントリで「IE」を用いた場合、附属書 I 国は CRF の完全性の表に、インベントリの他のどの箇所に排出・吸収量を含めたかを示し、本来記入を求められていたカテゴリーからの変更について、特にそれが秘匿による場合は、説明すべきである。 排出・吸収源からの温室効果ガスの排出・吸収量の報告が秘匿情報の開示につながる

(出典) インベントリ報告ガイドライン (Decision 24/CP.19)

ルで報告されるべきである。)

報告しなければならない。

(Confidential)

なお、重要でない (considered insignificant) という意味での「NE」について、我が国では適用基準を 2012 年度及び 2014 年度温室効果ガス排出量算定方法検討会で定めている。

また、インベントリ報告ガイドラインが改訂された場合には、再度、注釈記号の定義及び 選択方法について見直すこととする。

A5.3. 注釈記号選択のためのデシジョンツリー

我が国における、注釈記号選択のためのデシジョンツリー及び「重要でない」という意味での「NE」の適用基準を定めたデシジョンツリーは図 A 5-1 及び図 A 5-2 の通りである。

なお算定する排出・吸収源の排出・吸収量が機密情報である場合は「C」として報告する。

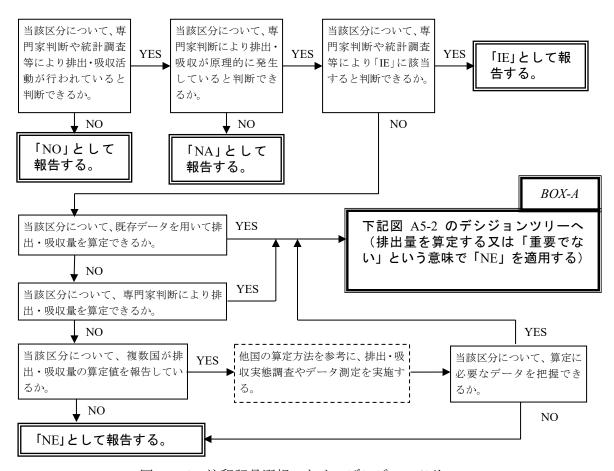


図 A5-1 注釈記号選択のためのデシジョンツリー

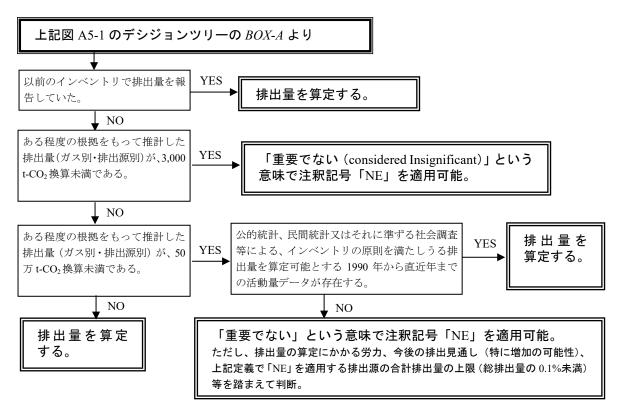


図 A 5-2 「重要でない」という意味での「NE」の適用基準を定めたデシジョンツリー

A5.4. 我が国における「重要でない」という意味で「NE」を用いた排出源

排出源は存在するが排出量が小さく、「重要でない」という意味で「NE」を用いた排出源は以下の通りである(表 A5-2)。これらの排出源からの合計排出量(吸収源を除く)の概算値は最大でも $123 \, \text{kt-CO}_2$ 換算程度であるため、インベントリ報告ガイドライン(Decision 24/CP.19)のパラグラフ 37(b)に記述されている、「重要でない」という意味で「NE」を用いる際の上限である総排出量の 0.1%(我が国では約 $1.17 \, \text{Mt-CO}_2$ 換算)を超えることはない。

	コード	分野・カテゴリー			対象 ガス	排出量概算值 [※] [kt-CO ₂ eq]
#1	1.B.2.b.iv.	エネルギー	燃料からの漏出(天然ガス)	輸送•貯蔵	CO_2	<0.5
#2	1.B.2.b.v.	エネルギー	燃料からの漏出(天然ガス)	供給	CO_2	<0.5
#3	1.C.	エネルギー	CO ₂ の輸送・貯留		CO ₂	< 0.007
#4	2.C.7.	IPPU	希土類金属製造		CO_2	< 0.6
#5	2.C.7.	IPPU	希土類金属製造		PFCs	< 0.4
#6	2.D.3.	IPPU	NMVOCの焼却		CH_4	< 0.2
#7	2.D.3.	IPPU	NMVOCの焼却		N ₂ O	<1
#8	2.F.1.	IPPU	冷蔵庫及び冷凍空調機器	冷媒コンテナからの漏洩	HFCs	<63
#9	2.F.4.	IPPU	オゾン層破壊物質の代替としての製品の使用	エアゾール	HFCs	<1.8
#10	2.G.2.	IPPU	その他製品の使用からのSF ₆ 、PFCs	防音窓	SF ₆	< 0.3
#11	3.A.4	農業	消化管内発酵	鹿	CH ₄	<2.3
#12	3.A.4	農業	消化管内発酵	アルパカ	CH ₄	< 0.07
#13	3.B.4	農業	家畜排せつ物の管理	鹿	CH ₄	< 0.03
#14	3.B.4	農業	家畜排せつ物の管理	トナカイ	CH ₄	< 0.01
#15	3.B.4	農業	家畜排せつ物の管理	銀ぎつね	CH_4	< 0.04
#16	3.B.4	農業	家畜排せつ物の管理	その他の家禽類(あひる・あいがも、七面鳥など)	CH ₄	<0.8
#17	3.B.4	農業	家畜排せつ物の管理	鹿	N ₂ O	< 0.6
#18	3.B.4	農業	家畜排せつ物の管理	トナカイ	N ₂ O	< 0.02
#19	3.B.4	農業	家畜排せつ物の管理	銀ぎつね	N ₂ O	< 0.01
#20	3.B.4	農業	家畜排せつ物の管理	その他の家禽類(あひる・あいがも、七面鳥 など)	N ₂ O	<0.3
#21	4.D.1.	LULUCF	湿地	泥炭採掘	CO_2	<50
#22	4.D.	LULUCF	湿地	バイオマスの燃焼	CH ₄	< 0.14
#23	4.D.	LULUCF	湿地	バイオマスの燃焼	N ₂ O	< 0.16
#24	5.B.2.	廃棄物	バイオガス施設における嫌気性消化		$\mathrm{CH_4}$	<1.4
合計						<123

表 A 5-2 「重要でない」という意味で「NE」を用いた排出源

(注) 一定の想定の下、Tier 1 等の簡易的な算定方法により 1990 年度から直近年度までの排出量を概算した場合の最大の排出量

A5.5. 我が国におけるその他の未推計排出・吸収源

利用可能な活動量データ及び 2006 年 IPCC ガイドライン等における算定方法の有無を検討した結果、排出・吸収量を「NE」として報告する未推計排出・吸収源(上記に示した「重要でない」という意味での「NE」を除く)は以下の通りである。(表 A 5-3)。

	コード	分野	排出・吸収区分				
#1	1.A.3.	エネルギー	燃料の燃焼	運輸	潤滑油		CH ₄
#2	1.A.3.	エネルギー	燃料の燃焼	運輸	潤滑油		N ₂ O
#3	1.B.1.a.	エネルギー	燃料からの漏出	固体燃料	石炭採掘		N ₂ O
#4	1.B.1.c.	エネルギー	燃料からの漏出	固体燃料	その他(制御不能な燃焼) (1999年度のみ)		CO ₂
#5	1.B.2.a.iv.	エネルギー	燃料からの漏出	石油・天然ガス等	石油	精製・貯蔵	CO ₂
#6	1.B.2.a.v.	エネルギー	燃料からの漏出	石油・天然ガス等	石油	供給	CO ₂
#7	1.B.2.a.v.	エネルギー	燃料からの漏出	石油・天然ガス等	石油	供給	CH ₄
#8	2.B.1.	IPPU	化学産業	アンモニア製造			CH ₄
#9	2.D.2.	IPPU	燃料からの非エネルギー製品及び溶剤の使用	潤滑油の使用			CH ₄
#10	2.D.2.	IPPU	燃料からの非エネルギー製品及び溶剤の使用	潤滑油の使用			N ₂ O
#11	2.D.2.	IPPU	燃料からの非エネルギー製品及び溶剤の使用	パラフィンろうの使用			CH ₄
#12	2.D.2.	IPPU	燃料からの非エネルギー製品及び溶剤の使用	パラフィンろうの使用			N ₂ O
#13	2.E.5.	IPPU	電子産業	微小電気機械システム製造			HFCs
#14	2.E.5.	IPPU	電子産業	微小電気機械システム製造			PFCs
#15	4.D.2.	LULUCF	湿地	他の土地利用から転用された湿地	農地から転用された湿地	土壌	Carbon Stock Change
#16	4.D.2.	LULUCF	湿地	他の土地利用から転用された湿地	草地から転用された湿地	土壌	Carbon Stock Change
#17	4.D.2.	LULUCF	湿地	他の土地利用から転用された湿地	開発地から転用された湿地	土壌	Carbon Stock Change
#18	4.D.2.	LULUCF	湿地	他の土地利用から転用された湿地	その他の土地から転用された湿地	土壌	Carbon Stock Change

表 A 5-3 我が国におけるその他の未推計排出・吸収源

(注) 回収量の未推計は排出量の過小推計にはあたらないことから、本表では回収量を「NE」と報告している排 出源を記載していない。本表の各項目の詳細は各分野の関連カテゴリーの節を参照。